

ご存知ですかオープンデータ

オープンデータとは

オープンデータとは、「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」で「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」です。つまり、テキストやCSVといったパソコンなどで扱いやすいデータ形式で、許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータのことを「オープンデータ」と呼びます。商用としても利用可能です。

「公衆無線LANの場所」や「公共施設の場所」などをはじめとした様々な公共のデータを公開することで、町民の方や企業の方に有効活用していただき社会経済全体の発展に寄与することを目的に、総務省を中心に国家戦略として積極的に取り組んでいます。

住民と行政が一体で地域づくりをするために

オープンデータを公開する理由として、

- ①行政機関が業務で作成したデータは元を辿ると税金で作られたものであり、公開可能なもの(※)であれば町民の公共財として活用されるべきであると考えられるため
- ②高齢化や人口減少が進み、社会的・地域的な課題が増加していく中で、地域情報や課題の共有をすることで行政組織や地域社会、住民の皆さんが一体となって地域課題を解決し、新たな活力や経済活動を生みだす地盤を整えるためということが挙げられます。

※個人情報や安全保障に係る情報以外

行政情報のオープンデータ化で何が起きるのか

これまで行政機関だけが持っていたデータを広く町民や地域に共有し、データの可視化・分析などを通して地域住民の行政参画や地域協働を促します。ICTスキルを持った町民や地域コミュニティ、民間企業によって、データを活用した地域課題解決のためのアプリ・サービスの開発が期待されるほか、データ活用によって新たなビジネスの創出にもつながり、地域経済の活性化が期待されます。

「情報公開制度」との違い

情報公開制度は「情報公開法」に基づいて行うもので、請求権者から情報の開示請求を受けて請求された情報に限り情報を公開します。

これに対してオープンデータは政府の戦略として進められているもので、「原則として公開可能な情報は最初から公開しておく」というものです。さらに「データの活用(二次利用)」を前提としているため、町民の方や民間企業によっての活用が可能です。

只見町でもオープンデータを公開しています



只見町でも国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」、「電子行政オープンデータ戦略」、「官民データ活用推進基本法」などを踏まえ、昨年度末から保有するデータをオープンデータとしてホームページ上で公開しています。

只見町HP「暮らし・行政情報」ページ内の「オープンデータ」をクリックすると只見町で公開中のオープンデータが確認できます。今後、公開する情報について検討し、オープンデータを増やしていく予定です。

また、データカタログサイト (<https://www.data.go.jp>) で全国の自治体のオープンデータを見ることができます。ぜひご活用ください。